

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N517
2014・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 辺野古公有水面埋立承認取消訴訟……………金高 望
ムスリム違法捜査事件国賠訴訟 東京地裁判決の問題点……………高橋右京
吉見義明教授の名誉毀損裁判について……………川上詩朗
阪急トラベルサポート残業代請求事件―最高裁が事業場外みなし労働時間制の適用を否定……………蟹江鬼太郎
リーフレット「2分で分かる! 集团的自衛権 ほぼ AtoZ」完成&販売開始のお知らせ……………尾崎彰俊
第4回拡大常任委員会 (あいち) を開催……………青法協弁学合同部会
☐ 「基本構想」に基づく「新時代の刑事司法制度」の立法化に反対する意見書

委員会からのお知らせ・報告

- ☐ 4団体合同事務所説明会へご参加ください……………今泉義竜

ロースクールの実情と法曹養成

- ロースクールで学んだこと……………鈴木雅貴



ザルツブルグの子ども

辺野古公有水面埋立承認取消訴訟

望 高 金 縄 沖

1 はじめに

二〇一三年二月二七日、仲井眞沖縄県知事は、国（沖縄防衛局）から申請されていた辺野古に新たに米軍基地を造るための公有水面埋立を承認した。

仲井眞知事は、二〇一三年一月初ころから「腰部脊柱管狭窄症」を理由に議会を欠席するなどしていたが、同年二月一六日に上京し、一七日から検査名目で東京都内の病院に入院し、二五日に退院するまで沖縄に帰らなかった。その間、仲井眞知事は政府要人との密会を繰り返し、二五日に安倍首相と会談。「いろいろ驚く立派な内容をご提示いただき、一四〇万県民を代表して感謝する」と安倍首相を持ち上げた。沖縄では怒りが渦巻き、帰ってきた仲井眞知事を県庁包囲行動で迎えた。しかし、仲井眞知事は、県庁に現れることなく、知事公舎にこもり、埋立承認手続を行った。

仲井眞知事による公有水面埋立承認は、沖縄県民からは圧倒的な反感を買った。このような県民世論を背景に、私たちは、公有水面埋立承認取消訴訟と、承認処分効力の執行停止を求める裁判に踏み切ることを決

めた。

2 公有水面埋立承認取消訴訟

国が公有水面埋立を行うには、知事の承認が必要であり（公有水面埋立法四二条）、その際には以下の要件を満たす必要がある（同法四条一項）。にもかかわらず、本件県知事による承認は、これら要件を充足しないものであるから、取り消されなければならない。

① 一号 国土利用上適正且合理的ナルコト

この条項は、「国土利用上公益に合致する適正なものであることを趣旨とするものであり、免許権者は、「国土利用上の観点からの当該埋立の必要性及び公共性の高さ」と、当該自然海岸の保全の重要性あるいは当該埋立自体及び埋立後の土地利用が周囲の自然環境に及ぼす影響等とを比較衡量のうえ、諸般の事情を斟酌」するものとされる（高松高判平六・六・二四、判タ八五一・八〇）。

この点、辺野古への新基地建設は、いかなる観点から見ても必要性を肯定しがたい。すなわち、沖縄県に海兵隊の駐留を認めること自体憲法の趣旨に合致しないし、海兵隊は防衛を担う役割・機能を有せず、その装備

一月五日の提訴行動



さえない。そして、国は、普天間基地の危険性除去のため現在の代替施設を設置しようとしているのではない。実態は、新たな基地建设のために普天間の危険性除去を駆け引きの道具にしているに過ぎない。

反面、埋立によって失われるものは甚大である。辺野古・大浦湾の自然環境、景観は県内においても貴重なものであり、一度失われれば取り返しがつかない。

このように、国土利用上の適正・合理性は全く認められない。

② 二号 其ノ埋立方環境保全及災害防止ニ十分配慮セラレタルモノナルコト

環境影響評価書に対する県知事意見(二〇一二年三月二七日)では、「当該事業は、環境の保全上重大な問題があると考ええる。また、当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える」と指摘されていた。

また、県知事による承認直前の二〇一三年一月二十九日には、沖縄県環境生活部長が、「申請書に示された環境保全措置では不明な点があり、事業実施区域周辺の生活、自然環境保全についての懸念が払しょくできない」との意見を述べていた。

これら意見に照らし、環境配慮条項が充足されていないことは明らかである。

③ 三号 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

辺野古新基地建设のための埋立は、国の生物多様性国家戦略、沖縄県の自然環境の保全に関する指針、名護市の第四次名護市総合計画や名護市景観計画等に反するものである。

3 執行停止申し立て

裁判係属中に環境破壊がなされ、裁判がもはや意味を持たなくなすることは、しばしば経験されるところと思われる。特に沖縄では、最近、公金支出差止訴訟に勝利しながら、工事が進められてしまった泡瀬干潟の苦い経験があった。そのため、本件承認取消訴訟に際しても、裁判に勝訴しても工事を止められないのではないかという疑問が寄せられていた。

そこで、私たちは、本裁判申立てと同時に、承認処分効力執行停止申し立てを行うこととした。

4 裁判上の現状と課題

私たちは、二〇一四年一月一日、沖縄県内に居住する原告一九四名による訴訟を提起した。現在、追加提訴の準備をしているところであり、追加提訴予定人数は五〇〇名を超える見込みである。第一回期日は四月十六日に指定された。

本訴訟の最大の課題は、人口論＝原告適

格論を突破することであろう。公有水面埋立免許取消訴訟の原告適格を極めて狭く解釈した一九八五年二月二七日最判もあるが、その後の行政訴訟法改正や、軒の浦その他の訴訟で勝ち取られてきた成果を踏まえ、何とか人口論を突破したい。

5 結語

仲井真知事の承認は、公約違反であり、

沖縄県民に対する裏切り行為である。沖縄県民の怒りを背景に、地元名護市では、二〇一四年一月一九日の市長選で、移設受人拒否を訴える稲嶺進氏が再選を果たした。そして、今年には沖縄県知事選を控えている。辺野古新基地建設阻止は、最後は政治・運動の力で実現しなければならないものである。その一助となるような裁判を展開していきたい。

ムスリム違法捜査事件国賠訴訟 東京地裁判決の問題点

東京 高橋 右京

1 事件の概要

二〇一〇年二〇月二八日ころ、警視庁公安部外事第三課が作成した捜査資料二一四点が、ファイル交換ソフト「Winny」を通じてインターネット上

に流出した。

その捜査情報によって、警視庁・警察庁が、国際テロ対策の名の下に、テロリストの疑いの有無に関わらず、イスラム教徒（ムスリム）であることのみを理由に、国内外のムスリムの個人情報情報を網

羅的に収集する作業を、大規模に展開していたことが明らかになった。そして実際に、本件捜査情報の中には、かかる情報収集活動の成果として、一般人たる国内外のムスリムの氏名、国籍、生年月日、住所、勤務先、家族の情報、モスク等への

立ち入り状況等の詳細なプライバシー情報・個人の信仰に関する情報が記載された文書が多数含まれていた。

その後本件捜査資料はインターネット上から次々とダウンロードされ、さらには、その資料がそのまま書籍として出版されるという事態まで生じた。その結果、国内の多くのムスリムは、周囲の人間からテロの容疑者扱いをされ、職場を解雇されるなどの甚大な被害を被った。

2 国賠訴訟の請求内容

以上のような経緯から、二〇一二年五月二六日、国内に住むムスリム二七名(日本人数名を含む)が、東京地方裁判所に対し、国(警察庁、公安委員会)及び東京都(警視庁)を被告として、一人あたり一〇〇万円の損害賠償を求め、国家賠償請求訴訟を提起した。

同訴訟において原告らは、主に①公安警察による本件収集活動が信教の自由(憲法二〇条)を侵害する、②本件情報収集活動が憲法一四条に違反する、③本件情報収集活動及び収集した原告らの個人情報データをデータベース化して保有・利用した行為がプライバシー権・情報コントロール権(憲法一三条)に違反する、④本件情報を流出させた行為は、原告らのプライバシーを侵害し、名誉を毀損する、等の主張をし、国と都の責任を追及した。

そして、二年以上の審理を経て、二〇一三年九月一日に同訴訟第一審は結審し、二〇一四年二月一五日に、判決が言い渡された。

3 判決の評価

同判決は、国の責任については一切認めず、捜査資料の流出についてのみ、都の責任とそれにより原告らが被った損害が甚大であったことを認め、原告らについて、一人あたり五五〇万円(一名の原告についての二二〇万円)の損害賠償を認めた。

しかし、原告らが本件訴訟においてもっと強く訴えたかったことは、そもそも警察が、ムスリムであることだけを理由に、自分たちの個人情報、殊に信仰に関する情報を無断で収集・保有していたことの違憲性・違法性である。しかし、残念ながら本判決においては、情報収集・保有行為の違憲性・違法性は全く認められず、その理由も以下に述べるとおり、極めて不当なものであった。

(1) 国際テロ対策の必要性の過大評価と信教の自由(憲法二〇条)の軽視

本判決は、国家によって信教の自由が侵害されたといい得るためには、国家による「強制の要素」が存在することが必要であるとした上で、本件情報収集活動の態様はあくまで任意の情報収集活動であり、原告らが本件情報収集活動によって萎縮したことを示す証拠もないなどとして、本件情報

収集活動による信教の自由の侵害・制約があったとはいえないと判示した。

さらに同判決は、ひとたび国際テロが発生した場合の被害の大きさを述べた上で、国際テロ防止のためには、イスラム教徒たちのコミュニティにおける活動内容等を把握する必要がある、また、あるイスラム教徒がテロリストか否かを見極めるためには、その者の宗教的儀式的参加の有無、コミュニティの中での地位等の事情から推測する必要がある、したがって「モスクの付近はもとより、場合によってはその内部に立ち入って、その活動実態がある程度継続的に把握する態様によらざるを得ないというべきである」とし、モスク内部へ侵入しての情報収集活動までは認めた。

他方で同判決は、このような情報収集活動の信教の自由に対する影響は「せいぜい警察官がモスク付近ないしその内部に立ち入ることに伴い嫌悪感を抱くこととなったというにとどまる」とし、本件情報収集活動はやむを得ないものであり憲法二〇条に違反しないと結論付けた。本件情報収集活動が憲法一四条及び同一三条に違反するとの主張についても、概ね同様の理由で退けている。

ムスリムにとってモスクとは、第一義的には神と直接的に対峙する神聖な礼拝の場であり、また教育の場、交流の場としても重要な意義を有する。いわば、ムスリムにとってモスクは信仰の核

心的拠点である。そのような場を、外部から二四時間体制で監視するだけでなく、場合によっては警察官が内部に侵入し、ムスリムたちの宗教的行為を継続的に監視することもやむを得ず、それによる原告らの不利益は単なる嫌悪感に過ぎないという同判決は、個人の信仰という最も尊重されるべき価値をあまりに軽視したものと言わざるを得ない。

(2) 歯止めなき市民の監視の是認

本訴訟は、原告らの信教の自由の侵害という面以外にも、わが国において警察法二条一項のみを根拠に、警察がほぼフリーハンドで市民の個人情報収集・保有・利用できる、すなわち市民を完全な監視下に置くことができるという状態の違法性を訴えるという意義も有している。しかし、同判決は残念ながら、警察による無制限な監視活動も是認している。

本件訴訟において原告らは、警察による個人情報の収集活動の違憲性のみならず、収集した情報の保有・利用の違憲性についても主張した。現在のわが国の実務上、警察が秘密裏に収集した情報が、どのような形でデータベース化され、どのように利用されるかを知ることができず、ブラックボックス化されてしまっている。警察は、国民・市民に知られることなく、その個人情報をも自由に利用することができる状態にある。そのこと自体

が、公権力による市民の違法な支配・監視活動といえる。本件捜査資料も、流出事件という出来事がなければ、原告らは、自分たちが権力によって厳重な監視下に置かれていたこと自体知ることができなかったのである。本来、このようなこと自体が、憲法二三条に違反する状態であるはずであり、原告らは憲法学者の意見書なども提出して情報保有の違憲性・違法性を主張した。

しかし本判決は、このような原告らの主張をほとんど検討することなく、「適法な活動により得られた情報を警察が保有して分析等に利用することができるとは当然のことである」の一言で退けている。監視社会の危険性、プライバシー・情報コントロール権の重要性についてあまりに認識を欠いた稚拙な判断と言わざるを得ない。

4 最後に

本判決は、抽象的な意味での「安全性」を重視するあまり個人の自由や人権を軽視する昨今の風潮に、人権の最後の砦である裁判所までもが追従したものと評価せざるを得ない。

このような不当判決を、原告らも弁護団も到底是認することはできず、原告ら全員は速やかに東京高裁に控訴した。今後も控訴審での私たちのたたかいに、是非ご注目いただきたい。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

吉見義明教授の 名誉毀損裁判について

東京 川上 詩朗

1 二〇一三年七月二十九日、中央大学の吉見義明教授は、日本維新の会に所属

する桜内文城衆議院議員を相手方として、東京地方裁判所に名誉毀損裁判を提訴しました。

この裁判は、橋下徹大阪市長の「日本外国特派員協会」での講演（同年五月二十七日）に同席していた桜内議員が、司会者の発言を受けて、「ヒストリーブックス」ということで吉見さんという方の本を引用されておりまして、けれども、これはねつ造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされております。」と発言したことが、名誉毀損にあたるとして訴えたものです。

2 桜内氏のこの発言は、橋下氏の「慰安婦」問題に関する一連の発言に対する講演の場で行われました。

二〇一三年五月十三日、橋下氏は新聞記者に対し「慰安婦制度は必要であった。」と発言し、さらに沖縄県の米軍普天間基地を訪問した際にも、米軍司令官に対し「慰安婦制度でなくても風俗業は必要」であり、米軍は「もっと風俗業を活用して欲しい」と進言していたことを明らかにしました。この橋下発言

は、韓国や中国のみならず、米国國務省報道官が「言語道断で侮辱的」と発言したように、国内外で強い批判を呼びました。この一連の発言に関して、橋下氏は、五月二十七日、「日本外国特派員協会」で講演を行うことになりました。そのため、当日会場には定員（二〇〇名）を超え、「歴史的な人数」と報道されるほど多くの国内外の記者が注視するなかで、桜内氏が先の発言を行いました。

3 東京地裁の大法廷（二〇三号法廷）でこれまで三回の弁論が開かれました。抽選を行い、法廷は常に満杯な状況です。被告は、「これはねつ造」の「これ」とは、吉見教授の本ではなく「性奴隷制」のことを指していると言っています。

しかし、一般聴取者の理解と判断によれば、桜内氏の上記発言の「これ」とは、司会者が紹介した「吉見さんという方の本」を指していることは明らかです。桜内氏の反論に全く正当性がないことは一目瞭然です。なお、桜内氏は、現時点では、真実性や相当性の抗弁を主張していません。

次回（五月十九日）の弁論で被告が反論する予定ですが、そこで真実性の抗弁等を行

うのが注目されています。

4

吉見裁判でもう一つ注目すべきは、桜内氏らの法廷外での取り組みです。桜内氏及び日本維新の会は、この吉見裁判を通じて、「慰安婦」制度を「性奴隷制度」というのは誤りであるとの大々的なキャンペーンを展開しています。

日本維新の会のホームページ上で公表されている「国会議員団の活動」には、この裁判を「慰安婦＝性奴隷」捏造裁判」とし、「日本国及び日本国民の名誉と尊厳を守るため、法廷において『慰安婦＝日本軍の性奴隷』という虚偽を明らかにしていきます。」と報じています。

5

今日、「慰安婦」問題に関しては、その被害実態を正面から否定しようとする攻撃が全面的に加えられています。

安倍首相自身、河野官房長官談話や村山談話の見直しを公言するなど、政権担当者自らが歴史的事実を否定する発言を繰り返しているところにこそ異常性があります

このような状況に関しては、二〇一三年に

は拷問禁止委員会は、「政府当局や公的な人物による事実を否定し、かつ、そのような非を繰り返すことによつて被害者に再び精神的外傷を与えようとする試み」に対して「反駁すること」を促しています。しかし、安倍内閣は、「国連・人権条約委員会からの勧告」については「法的拘束力」がなく、従う義務はないとの閣議決定（二〇一三年六月・紙智子参議院議員の質問主意書に対する答弁書）をしている状況にあります。

6

これら「慰安婦」問題を含め歴史問題に対する一連の対応は、実質的「改憲」により集団的自衛権などを認め、戦争のできる国創りに向けた一連の動きと表裏の関係にあります。桜内氏や日本維新の会は、政権担当者の動きとも連携しながら、この裁判を通じて、「慰安婦」制度を「性奴隷制度」というのは誤りであるという認識を市民の中に定着させようとしています。

これに対して、私たちは、吉見裁判を通じて、日本軍がアジアの女性らを強制隔離し

組織的かつ継続的に性的暴力を加えたという「慰安婦」問題の本質的事実を明らかにし、その認識を市民に定着させる取り組みを強めたいと考えています。それを通じて、「慰安婦」問題や強制連行問題など、過去の加害と被害の歴史の事実に向き合い、被害者の重大な人権侵害を救済し、真に人権と平和が保障される未来社会を築き上げることがを願っています。

吉見裁判に対しては、歴史学者や市民らが「YOSHIMI裁判いっしょにアクション（略称YOいっしょん）」という全国的組織を立ち上げ、支援活動を展開しています。「YOいっしょん」への参加をお願いします。

*「YOいっしょん」のホームページをご覧ください。
<http://www.yoishon.net/>

阪急トラベルサポート 残業代請求事件

最高裁が事業場外みなし労働時間制の適用を否定

東京 蟹江鬼太郎

事業場外みなし労働時間制

(労基法三十八条の二)とは

事業場外みなし労働時間制とは、①「事業場外」での労働で、②「労働時間を算定し難いとき」は、実際の労働時間がどうであろうと、所定労働時間(同条一項本文、ないし、通常必要時間(同条一項但書、二項)働いたとみなしてしまう制度である。

本判決は、直行直帰で、七日間程度、海外に行ったりで、時間管理者も同行しておらず、単独で遂行する添乗業務であっても、事前の指示や、事後の報告等によって、勤務状況を具体的に把握することは困難でないとして、みなし労働時間制の適用を否定したものである。

なお、みなし労働時間制は、従業員一〇〇〇人以上の企業で、一七・七パーセントの企業が採用しているとの調査もある(厚生労働省 平成二五年就労条件総合調査結果の概要)。

事案の概要

1 当事者等

一審原告らは、(株)阪急交通社が主催する募集型企画旅行(旅行会社が旅行計画を作成して、これによって旅行者を募集して実施する旅行のこと)に派遣されて、添乗員を勤める者であり、全国一般労働組合全国協議会東京東部労組に所属している。

一審被告は、(株)阪急交通社の一〇〇パーセント子会社である(株)阪急トラベルサポート(以下「HT

S」という)であり、一審原告らの雇用主かつ派遣元である。

HTSは、一審原告ら添乗員に対して、法外残業割増賃金・休日労働割増賃金を一切支払っていないかった。

2 請求

一審原告ら組合員は、どんなに長時間労働となるツアーであっても、定額の日当が支払われるのみで手取額に変化はなく、これでは、健康を害し、また、質の高い添乗を行うことは困難になるとして、団体交渉にて、労働時間管理及び時間外労働割増賃金の支払い等を求めた。

これに対して、HTSは、いったんはこれに応じるかのような態度を見せたものの、HTSの代理人弁護士が団交に出るようになったところから「みなし労働時間制」の適用があるとして、一切こ

れを拒否するようになった。

これを受けて、①国内添乗につき一名が(第1事件)、②海外添乗につき一名が(第2事件)、③国内・海外添乗につき六名が(第3事件)が、訴訟を提起した。そのうち、②第2事件につき、最高裁が判断したのが本件である。

最高裁までの経過

		第1事件	第2事件	第3事件
ツアー		国内ツアー	海外ツアー	国内ツアー及び海外ツアー
1審	みなし労働時間制 通常必要時間	×	○ 11時間	○ 各労働日ごとに通常必要時間を認定
2審	みなし労働時間制	×	×	×
最高裁	みなし労働時間制	×	×	×

○ 適用あり × 適用なし

第1事件については、国内ツアーであるためか、一審から最高裁までみなし労働時間制の適用は否定され続けた(図参照)。海外ツアーを含む第2事件及び第3事件は多少複雑な経過をたどった。すなわち、第2事件、第3事件一審判決は、いずれも、みなし労働時間制を肯定したが、適用肯定後の通常必要時間については判断が分かれた。第2事

件一審判決は、通常必要時間を、ツアーを問わず一労働日につき一律二時間とした(各労働日あたり八時間を越した三時間が法外残業となる)。これに対して、第3事件一審判決は、行程表や添乗日報をもとに各労働日毎に通常必要時間を認定するテクニカルな判決となった(各労働日ごとに通常必要時間が八時間を越す部分が法外残業となる)。

もともと、二審判決となると、三事件のいずれも、みなし労働時間制の適用はないとの判決となった。

このような状況で、最高裁が第2事件につき、HTSの上告受理申立てを認めて、判決をしたのが、本件である(同日付で第1事件、第3事件についてはHTSの上告棄却・上告不受理)。

最高裁の判断

1 判決内容

二〇一四年一月二四日、最高裁第二小法廷は、HTSの上告を棄却する判決を言い渡した。

判決は、ア、添乗員は、あらかじめ定められた旅行日程通りに旅程管理することが求められており「業務内容があらかじめ具体的に確定」しており、「添乗員が自ら決定できる事項の範囲及びその決定に係る選択の幅は限られている」こと、イ、

最終日程表・アイテナリーなどによる旅程の指示、添乗員マニュアルによる業務指示、携帯電話を貸与して常時電源を入れておき旅行日程に変更が必要になる場合等には派遣先に報告して指示を受けるよう求めていること、帰国後添乗日報にて業務の遂行状況の詳細かつ正確な報告を求めていること等を挙げた。

そのうえで、派遣先会社は、添乗員に対して、「①あらかじめ定められた旅行日程に沿った旅程の管理等の業務を行うべきことを具体的に指示した上で、②予定された旅行日程に途中で相応の変更を要する事態が生じた場合にはその時点で個別の指示をするものとされ、③旅行日程の終了後は、内容の正確性を確認し得る添乗日報によって業務の遂行の状況等について詳細な報告を受けるものとされている」ことから、「添乗員の勤務の状況を具体的に把握することが困難であったとは認め難い」として、みなし労働時間制の適用は許されない、と判示した(丸数字及び傍線は筆者)。

2 本判決の意義

本判決は、「労働時間を算定し難いとき」について、規範を定立せず、事例判断の形式を取った。

判断の際に考慮された要素であるが、私見であるが上記の下線部分のとおり、①は事前の指示、②は業務中途の指示、③業務終了後の事後報告、をそれぞれ指していると思われる。



本判決の意義は、海外での業務で、直行直帰で、時間管理者は同行せず、七日間程度、単独で業務を行うものであっても、前記程度に使用者からの指示・関与が認められる場合には、みなし労働時間制の適用は許されないと判断したところにあると考える。

なお、その他の論点として、例えば、第3事件高裁判決は、海外に行く際の飛行機機内の時間（成田空港からお客様と同じ飛行機で現地まで飛ぶ。睡眠も取ることが出来るが、エコノミークラスで、お客様の近辺の席に座る）について、具

最高裁判決後の厚労記者会での記者会見の様子

体的業務がある時間（離陸後一時間、着陸前一時間、乗継空港到着前三〇分、乗継空港離陸後三〇分）のみ労働時間と認め、その他の飛行機に乗っている時間は労働時間とは認めなかった点が、移動時間や宿直勤務等で利用できる（あるいは移動時間や宿直勤務などで労働側に不利な判断となる）ことなどがあげられる。

本事件の弁護団員は、ウェールの小川英郎、日比谷シテイの松浪恵、旬報の鴨田哲郎、棗一郎と私である。

※最高裁判決は、裁判所ウェブサイトに掲載されております。

<http://www.courts.go.jp/search/jisp0030?hanreid=83887&hanreiKbn=02>

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く^{ひら}

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/>

リーフレット

「2分で分かる!集団的自衛権 ほぼ AtoZ」

完成&販売開始のお知らせ

京都 尾崎 彰俊

○憲法学習会活動報告

昨年から憲法学習会の講師活動に取り組んできました。今年に入ってから積極的に講師活動を行っています。今年の二月八日、「憲法を守り活かす力を蓄えるために」をテーマに京都女性教研の分科会の講師を担当しました。分科会では、〇×クイズを交えながら、日本国憲法、秘密保護法、教育基本法等の法律や、現在京都に米軍基地が建設される計画があることや領土問題をどう考えるかについて二時間三〇分ほど話しました。その後、一時間程度、質問意見交換の時間がありました。

質問意見交換では、社会の授業ではほとんど領土問題や日本国憲法について取り上げる時間がないこと、その根本的原因には教師の残業時間が八〇時間を超えているのが当たり前であること等の意見が出ました。また、若い先生と憲法の学習会に一緒に参加したいが残業時間が多く、まったくそのような時間を取ることができない現状があるという意見も出されました。意見交換の時間は四〇分の手定でしたが、予定時間を二〇分以上超えるほど

ど白熱した意見が出ました。

○集団的自衛権リーフレットの紹介

「明日の自由を守る若手弁護士の会」(通称「あすわか」と言います)が、集団的自衛権をテーマにリーフレット(A4 四つ折りサイズ)を作成いたしました!タイトルは、その名も「2分で分かる!集団的自衛権 ほぼ AtoZ」です。

第二次安倍政権は昨年末、秘密保護法を強行採決しました。さらに今年二月二日の衆議院予算委員会で、安倍首相は集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更について「最高責任者は私だ」「政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受ける」と発言しました。この発言は「立憲主義」の否定であり、野党だけでなく与党からも批判の声が強まっています。このような発言からも、安倍内閣は今年中に全力で集団的自衛権の行使容認を狙ってくるのが予想されます。その前に、全国民的反対世論の形成に向けて全力を注ぐ必要があります。

しかし、一方で、今年二月の世論調査によ

れば、集団的自衛権の行使容認について賛成が四七・七パーセントで、反対は三八・一パーセントと反対が賛成を下回っています。これは、集団的自衛権の内容を正確かつ具体的に伝える報道が少なく、集団的自衛権が何か正確な理解がなされていないことに原因があると思います。あすわかのリーフレット

は、「憲法9条は軍隊をもたない」と書いてあるけど攻められたらどうするの?」「安全のためには集団的自衛権も必要かな」と思っている方に、集団的自衛権について正しく知ってもらい、政治や改憲の問題に関心を向けてもらえるきっかけにしたいという願いを込めて作成いたしました。集団的自衛権の基本的な知識について、かわいいイラストでカラフルに仕上げています。学習会や街頭宣伝などで大いに活用していただければ幸いです!ご希望の方は是非ご連絡ください。

前回のあすわかで作成した立憲主義についてのパンフレットは早急に売り切れてしまいました。今回も売り切れが予想されますので、お早目にお求めください。

立憲主義を否定し、日本国憲法の平和主義を踏みにじり、海外での武力行使をするなど絶対に許せません。より多くの方に集団

的自衛権の中身を知ってもらえるようがんばりましょう。

● 一部 一五円(税込み)

● 送料 一〇〇三〇〇部までは三五〇円、三一〇部以上は着払い

● 注文方法

注文専用メールフォームでの申し込み(明日の自由を守る若手弁護士会「ホームペー」から進めます)かFAXでお申し込みください。

下記必要事項をご記入の上、〇三―三三五七―五七四二(青龍美和子宛)へFAXをお送り下さい。

①注文部数(ご注文は一〇部単位です)、②氏名、③送付先住所、④FAX番号、⑤電話番号、⑥いつまでに必要か(送付希望日。送付には時間がかかることもございます。日数に余裕を持つてお申し込み下さい)

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail: bengaku@seihokyo.jp

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎意見書

「基本構想」に基づく「新時代の刑事司法制度」の 立法化に反対する意見書

二〇一四年二月一五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

はじめに

法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、特別部会という）は、二〇一三年一月に「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下、「基本構想」という）を公表し、その後「基本構想」において提案された具体的方策九項目について、特別部会の下に法務・検察と警察の官僚を中心メンバーとして設置された二つの作業分科会における検討を経て同年六月一四日の特別部会（第二〇回会議）に「作業分科会における検討①」が公表された。そして、再び作業分科会において検討され、同年二月七日の特別部会（第二二回会議）に「作業分科会における検討②」が公表され、同日及び二月一三日の特別部会（第二三回会議）の審議を経て、再び作業分科会における検討が行われ、二〇一四年二月一四日に開催予定とされている。

特別部会（第二三回会議）に「作業分科会における検討③」が公表されると思われる。

特別部会は、いわゆる厚労省元局長事件（村木事件）における担当検事による証拠改ざん事件をはじめとする一連の検察不祥事等を契機に法務省に設置された「検察の在り方検討会議」の提言「検察の再生に向けて」（二〇一一年三月）を受けて設置されたという経過があり、こうした経過からみて、特別部会では誤判やえん罪の防止、なかならず違法・不当な取調べの防止など糾問的な取調べに依存した捜査・公判の在り方の改善をめぐる議論がなされることが国民的に期待されていた。

しかるに、特別部会では法務・検察、警察の官僚及び一部の刑事法研究者が中心となって、こうした国民的期待に反した改革、すなわち捜査機関の権限の拡大、強化に向けた「改革」の議論がすすめられていく。マスコミ報道等において、「焼け太り」等と酷評さ

れる所以である。

本意見書は、被告人の防御権、弁護権の保障、適正手続の保障といった誤判やえん罪を防止する観点から、特別部会の議論内容を批判的に検討するものである。

第一 「基本構想」の立脚する基本的な理念、 方向性について（総論）

「基本構想」は、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」が課題であるとしたうえで、そのための「証拠収集手段の適正化・多様化」と「公判審理の更なる充実化」をうたい文句に、以下の九つの具体的方策を提案した。

- (1) 取調べの録音・録画制度
- (2) 刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度
- (3) 通信・会話傍受等
- (4) 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方
- (5) 弁護人による援助の充実化
- (6) 証拠開示制度
- (7) 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充
- (8) 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等（司法の機能を妨

害する行為への対処)

(9) 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

本意見書では、具体的方策の内容の検討に先立つて、はじめに、「基本構想」の立脚する基本的な理念、方向性とその問題性について指摘する。

一 捜査と訴追の合理化、円滑化の追求

「基本構想」の立脚する基本的な理念、方向性について、まず指摘すべきは捜査と訴追の合理化、円滑化の追求である。そして、その中心に位置づけられているのが、取調べにおいて被疑者や参考人から供述を得るための司法取引を含む「取引」の活用である。

この点に関して、「『新時代の刑事司法制度』に対する刑事法学者の意見」(二〇一三年九月一〇日)は次のように指摘する。

「捜査や訴追の合理化・円滑化という観点から、『基本構想』の各検討項目をみてみると、そこで鍵になっているのは、『盗聴』と『取引』だと思われる。

『取引』については、刑の減免制度と捜査・公判協力型協議・合意がその典型であるが、『基本構想』で一緒に論じられている刑事免責制度も取引に活用できるものである。のみならず、自白事件を簡易迅速に処理する手続のうちの実刑相当事案の簡易迅速処理の制度も、取引のための制度として機能する。

そして、取引を行うとなれば、これをおこなった者の保護が問題となり、他施設でのビデオリンク方式の証人尋問、氏名・住居の開示制限、安全の保護といった制度の整備が求められる。それとともに、取引をおこなった者の供述やその者自身の秘密性が保たれるようにするためには、取調べの録音・録画にはそのための例外を設ける必要や、証拠の全面開示や証拠の一覧表の開示を阻止する必要がある。

このようにみてくると、『基本構想』の諸項目は、ばらばらなようでいて、実は相互に密接に関連している。」

以上の指摘にも明らかとなり、「基本構想」では、司法取引を含む「取引」の活用による取調べの拡大が図られている。

二 取調べ中心主義の堅持

「基本構想」の立脚する理念、方向性として、次に指摘すべきは、取調べ中心主義の堅持である。すなわち、糾問的な取調べに依拠した捜査の改革という国民的期待に背を向けて、これまで通り取調べを捜査の中心において、盗聴や「取引」も含むあらゆる手段を駆使して被疑者や参考人から供述を得るという取調べ中心主義の堅持が基本的な理念、方向性となっているのである。

(1) 取調べ中心主義とは

「基本構想」は、「検察の在り方検討会議提言」において指摘されている一連の検察不祥事等の原因を取調べや供述調書への「過度の」依存の問題と矮小化しうえて「過度の」依存からの脱却が課題とし、取調べを捜査の中心においてきたこれまでの捜査実務である「取調べ中心主義」を堅持しているところに大きな特徴がある。「基本構想」の「第二時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たつての検討指針」では、取調べについて次のように述べている。

① 取調べの機能については、「他に有力な証拠収集手段が限られている中で、取調べは、……本人の口から機動的かつ柔軟に供述を得ることができる手法として、事案解明を目指す捜査において中心的な機能を果たしてきた」とし、また、供述調書の機能については、供述調書は、争いのない事件では、「分かりやすく」「供述内容を立証する手段として機能する」とともに、「公判廷で供述人が捜査段階の供述を翻した場合等においては」、「しばしば、公判廷での供述より信用すべきものと認められてきた」とする。

② 他方で、誤判やえん罪の原因としての不適正な取調べの問題については、「ひずみの発生」と矮小化する。すなわち、「取調べによる徹底的な事案の解明と綿密な証拠収集及び立証を追求する姿勢」は、「国民に支持され、その信頼を得るとともに、我が国の良好な治安を保つことに大きく貢献してきた」が、以下のよう

に、「それに伴うひずみもまた明らかになってきた」として、

- (i) 取調べ及び供述調書への過度の依存は、「刑事裁判の帰すうが事実上捜査段階で決着する事態となつていとも指摘される。」

- (ii) 「取調べ及び供述調書に余りにも多くを依存してきた結果、取調官が無理な取調べをし、それにより得られた虚偽の自白調書が誤判の原因となつたと指摘される事態が見られる。」

- (iii) 捜査段階において真相解明という目的が絶対視されるあまり、手続の適正確保がおろそかにされ又は不十分となつて、無理な取調べを許す構造となつてしまつていないかとの指摘もなされている。

等と述べて、取調べや供述調書への「過度」の依存が問題であると矮小化するのである。

このように、「基本構想」は、取調べの在り方に対する社会的非難に対し、「一連の不祥事を取調べや供述調書への「過度」の依存の問題であるから、「過度」の依存からの脱却が課題であるとして問題を矮小化した。そして、わが国の捜査における取調べの役割、機能を再確認し、取調べを捜査の中心におく取調べ中心主義を再評価したのである。

- (2) 取調受忍義務は当然の前提とされていること

取調べの適正を確保するために如何なる規制をすべきかなど取調べの在り方を議論するのであれば、まず、取調受忍義務の存否から検討すべきである。し

かるに、「基本構想」は取調受忍義務を当然の前提としている。特別部会では井上正仁委員より、「取調べ受忍義務があるかどうかといった神々の争いとも言ふべき議論を正面からしなければならぬ話になつてくるので、そういうところまで踏み込んで議論するつもりですか」との発言がなされるなど、その存否をめぐる議論自体が封じられ、取調べ受忍義務があることを前提とした議論がなされているが、極めて不当である。

- (3) 弁護人の取調べ立会権が否定されていること
- 「基本構想」は、このような取調べ中心主義から弁護人の取調べ立会権を否定した。すなわち、「何よりも、取調べという供述収集手法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させることとなるおそれが大きい、取調べの機能や取調べ以外の証拠収集手段の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当でない。」とするのである。

このように、ここでも「基本構想」は、従来の取調べに依存した捜査・公判のあり方からの脱却という方向性を欠いているのである。

第二 「基本構想」の提案する具体的方策の問題性(各論)

「基本構想」は、前述したように九項の具体的方策を提案したが、ここでは、このうち特に問題の大きいと思われる、「取調べの録音・録画制度」、「通信傍

受の拡大と会話傍受の導入」、「被告人の証人化」について意見を述べるとともに、一見すると被疑者・被告人の人権保障に資するかの如く見えながら、実は大きな問題をかかえている「勾留と在宅の間の中間的処分」について意見を述べる。

一 取調べの録音・録画制度について

- (1) 「特別部会」の構想する二つの制度案

「基本構想」は、「取調べの録音・録画制度」の導入について、(ア)一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける(対象事件については、裁判員制度対象事件を念頭に置く)(A案という)、(イ)録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする(B案という)、という二つの制度案を示したうえで、「二つの制度案を念頭に置きつつ、録音・録画の対象外とすべき場面を適切に対象外とできる制度となり得るかを中心として更に具体的な検討を行い、その結果も踏まえて、あるべき制度の基本的な枠組みについての議論を進めることとする。」とした。

A案については、「作業分科会における検討(1)」において、①対象事件が裁判員制度対象事件に限定、②対象者から参考人は除外されて「逮捕、勾留されている被疑者」に限定、③「一定の例外事由」については、機器の故障や通訳人が記録を拒んだことなどやむを得ない事情により記録をすることが困難であるとき、及び記録をしたならば弊害が生じるおそれがある

と認められるときとした。次いで「作業分科会における検討(2)」においても、この枠組みは踏襲されている。

一方、B案については、「作業分科会における検討(1)」において「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者取調べの一定部分について、録音・録画を実施しなければならないものとした上で、それ以外の部分については、裁量により、録音・録画を実施することができるものとする。」とし、次いで「作業分科会における検討(2)」においては、録音・録画の「制度化」の対象事件を裁判員制度対象事件の身柄事件と限定したうえで、①録音・録画が義務付けられる取調べの場面について、弁解録取の場面と読み聞かせと署名捺印の場面として被疑者による記録の拒絶、機器の故障、通訳人による記録の拒絶、その他やむを得ない事情により、記録の困難な場合には適用対象外とした。次いで、義務付け対象外の取調べの場面については「被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため」記録することを努力目標(裁量)とした。ここでは裁判員制度対象事件ではない事件や身柄拘束されていない参考人等の取調べは「制度」化の対象外(埒外)とされている。

(2) A案とB案で、一見大きな違いがあるようだが、実は大きな差異はない。すなわち、A案とB案の共通要件は以下のとおりである。①対象事件は裁判員制度対象事件に限定、②対象者から参考人は除外され、逮捕、勾留されている被疑者に限定、③録画しなくてもよい適用対象外事情として、機器の故障、被疑者の記録の拒絶、通訳人の記録の拒絶、その他や

むを得ない事情が存在する場合(A案とB案で若干の表現は異なるが実質的な違いは乏しい)とする。

他方、異なるところは以下のとおりである。すなわち、A案は、裁判員制度対象事件については、一定の例外事由を除き、弁解録取場面以外の取調べも含め全過程の録音・録画を義務付ける。他方B案は、弁解録取場面以外の取調べ状況の録音・録画は義務付けずに取調官の裁量に委ねる。

しかし、このような制度案は、A案にしるB案にしろ、対象事件が裁判員制度対象事件(全事件のうち僅か3%未満にすぎない)に限定され、かつ対象者から参考人が除外され(志布志事件では参考人としての連日の取調べにより供述が強要され虚偽の自白調書が作成されている)、A案においても適用対象外事情として取調官の裁量に委ねることになる事情が広く認められており、実質的な差異はほとんどなくなっているのである。これは、「基本構想」による録音・録画の制度化の趣旨が任意性・信用性の立証におかれているからである。

この点に関連して、「基本構想」は、供述調書等を通じた立証の場合であっても、「供述の任意性・信用性に争いが生じた場合には、できる限り客観的な方法により的確に取調べ状況に係る事実認定がなされ、もって公判廷に顕出される捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度でなければならない。」としている。

これは、「基本構想」が取調べ中心主義に立脚し、

「制度化」の趣旨を任意性・信用性の立証にしている証左である。

(3) このように「基本構想」は、取調べ中心主義に立脚しているために、適用を除外される場面について、「取調べや捜査の機能に深刻な支障が生ずる事態を避けるという観点から録音・録画の対象外とすべき場面が適切に除外される制度とする必要がある」とことになるのである。

しかしこれは、捜査機関のための録音・録画の制度化をめざす見解であって、取調べの適正化や事後検証の確保といった適正手続保障を考慮しない見解である。そもそも、取調べの録音・録画の目的は、あくまでも取調べの適正化と事後検証の確保であり、任意性の立証に利用することがあったとしても、そのための制度ではない。従って、一切の例外は設けてはならないのである。適正手続保障を優先すれば、捜査機関側が主張するような録音・録画されることによって供述が取れない場面があってもやむを得ないと割り切るべきなのである。特別部会の議論は、「取調べに依存した捜査」を温存しようとするものである。

また、志布志事件で明らかにされたように、虚偽の供述が作出されるのは身柄拘束中に限るものではなく、参考人の取調べにおいても、実は、はるかにその危険性が高いと言わなければならない。このような観点からすれば、参考人の取調べは当然に録音・録画の対象とされるべきである。

二 通信傍受の拡大と会話傍受の導入について

「基本構想」は、一九九九年（平成二年）に多くの国民的批判を受けながら成立した通信傍受法について、「通信傍受の合理化・効率化」として、①通信傍受の対象犯罪の拡大、②立会等の手続の合理化、③スポット傍受の導入を内容とする通信傍受法の改正を提案するとともに、会話傍受の導入を提案した。

通信傍受の対象犯罪の拡大に関しては、「作業分科会における検討(1)」では、通信傍受法の対象犯罪として新たに加えるべきものとして、①窃盗、強盗、詐欺、恐喝、②殺人、③逮捕・監禁、略取・誘拐、④その他重大な犯罪であつて、通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるものという四類型を例示し、「作業分科会における検討(2)」も、これを踏襲している。

しかしながら、こうした通信傍受法の対象犯罪の拡大や傍受手続の簡略化、会話傍受の導入には、以下の理由から、到底賛成できない。

(1) 憲法上の疑義

そもそも通信傍受はその性質上、憲法の定める捜索・差押えにあつて場所及び対象物の特定を要求している令状主義（憲法三五条）、適正手続の保障（憲法三一条）をはじめとする憲法上の要請を満たすことが困難な捜査手法である。また、かかる捜査手法はプライバシーの侵害等深刻な人権侵害をひろく生じさ

せる危険性をも内在するものであり、こうした点は、同法の制定過程から指摘されてきたところであり、そのため、通信傍受法においては、対象犯罪はごく重大なものに絞られ、また、人権侵害を完全に防ぐにはなお十分なものではあるにせよ、通信事業者の立会いなど厳格な手続的要件が設けられていたものである。

通信傍受法は、こうした重大な問題をかかえたまま立法化されたものであり、通信傍受法の制定過程において、当部会は、このような捜査手法は憲法上の疑義が極めて大きいことを懸念し、強くこれに反対してきた経緯がある。

今回の「基本構想」は、こうした憲法上の疑義は何ら払拭されていないにもかかわらず、憲法上の疑義をより拡大するものであり、到底是認することができない。

(2) 捜査概念の逸脱

そもそも通信傍受（盗聴）という捜査手法は、その性質上、未だ発生していない犯罪を対象とすることが意図されており、犯罪の捜査（司法警察作用）ではなく犯罪の予防・鎮圧（行政警察作用）としての性質を持つものであり、捜査手法として容認することには大きな問題があることが、通信傍受法制定過程においても指摘されていた。

この点について、両者は既成の観念的区別に過ぎないとする反論も見られるが、予防的な行政警察権の行使が過度の治安警察社会を招来しやすいことは、

経験的な事実というべきである。すなわち、犯罪の予防を目的とする取り締まりは、未だ発生していない事態の防止という性質上、際限がなくなりがねないという本質的な傾向があるのであり、従つて、両者は、形式的な区別とは言えないのである。むしろ、両概念の区別は、犯罪の抑止と自由の確保という実質的な価値の衝突について、我が国の刑事実務において意識的・選択的に形成されてきた歴史的、伝統的な概念であると言ふべきであらう。

(3) 立法事実の欠落

そして、このような憲法上の強い疑義を押して制定された通信傍受法の規定を改正して、さらに対象犯罪を拡大しようというのであれば、その必要性について厳密な検討が必要であるが、そのような立法事実は何ら示されていない。また、対象犯罪の拡大と手続の緩和を主張するのであれば、制定過程において強く指摘された濫用の可能性が拡大しないかどうか、そして通信の秘密が不当に侵害される危険がないかどうか十分に検討される必要があるが、そのような議論は全く尽くされていない。上記のように、未だ発生していない事態についての予防的な捜査活動は、探索的・網羅的に拡張していく傾向を本質的に内在しており、恣意的な運用や無制約な盗聴による通信の秘密とプライバシーの侵害が、常に拡大することが強く懸念されるのである。

(4) 会話の傍受

委員会からのお知らせ・報告

会話の傍受については、通信の傍受よりも一層、傍受対象の限定がなされず、広範な運用にならざるを得ない。捜査機関の恣意的な会話傍受の運用が可能

となり、偶然に居合わせた第三者の会話を含めて、無制約にプライバシーの侵害が拡大する恐れが大きい。かかる捜査手法は到底認められない。

（紙幅の都合により、後半は次号に掲載いたします）

四月二日 四団体合同事務所説明会 （東京以外の事務所）へご参加ください

東京 今泉 義竜

来たる四月二日（土）、六七期司法修習生を対象とした、自由法曹団、日民協、労働弁護士、青法協弁学合同部会の東京以外の事務所による四団体合同事務所説明会が下記の通り開催されます。

六七期は、昨年二月から一年の司法修習を行い、今年二月末に登録をする予定の修習生です。六七期は、現在準備中の七月集会では、全体会のテーマをブラック企業問題として、学習会を開く等活発な活動

をしています。

新人獲得を少しでも検討されている事務所には、是非参加していただきますようお願いいたします。多数の事務所のご参加をお待ちしております。ご参加頂ける事務所につきましては、メールまたは電話でのご連絡をお願いします。

なお、参加していただける事務所、また、参加は難しいが意欲のある新人を募集しているという事務所

当日のスケジュール

三時～ 事務所説明会開始（各事務所、島に分かれての説明）
六時～ 懇親会

○場所 TKPスター貸会議室四谷第二（三〇一）

JR中央線・総武線「四ツ谷駅」四谷口徒歩二分

*懇親会は近くの居酒屋を予定

○参加費用 一事務所二万円

*懇親会については別途費用お一人二万円を頂戴します

〈お問い合わせ〉

東京法律事務所 弁護士 今泉義竜

電話 〇二三三三五五〇六一

FAX 〇二三三三五七五七四

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

につきましても、事務所の紹介、募集要項をA4・一枚で添付メールにてお送り下さい。

ロースクールで学んだこと

福島 鈴木 雅貴

1 はじめに

私は、二〇〇八年四月に愛知県にある小規模ロースクールに入学しました。

私は、大学時代は文学部にて倫理学を専攻していました。ロースクールに進路を変えた理由はともかくとして、私のように法学部以外の学部からロースクールに入学する学生を純粹未修者あるいは完全未修者と言います。

ロースクールに入って驚かされたことが二つあります。

一つ目は、どの学生も非常に熱心に朝から晩まで勉強しているということです。司法試験受験生だから当たり前なのかもしれませんが、文学部でのんびり暮らしていた者としては、司法試験受験生の熱意に圧倒されました。

二つ目は、三年間の未修コースに入学した学生の八割くらいが法学部出身者だったということです。未修コースは他学部出身者用で、既習コースは法学部出身者用と思っていたのですが、実態は法学部出身者がロースクール生の大半を占めるというものでした。

のんびり者の純粹未修者にとっては、ロースクールでの講義は自分の理解のレベルをはるかに超えており、先生方はできる限り分かりやすく解説することを心がけてくれたのですが、理解はしていなければ分かった体で頷く素振りをしていたことを今でも申し訳なく思っています。

司法試験の苦勞については、先輩法曹の皆さまの方が圧倒的な体験をされていると思いますので、特にお伝えすることはありません。

以下では、ロースクール教育で良かった点と悪かった点を一つずつ挙げたいと思います。

2 人権問題について深く学習 びきりいふ

ロースクールの教育は、どこも同じことをしているというわけではありません。私の通っていたロースクールでは、「人間の尊厳」という観点から、多様な学習の機会が設けられていました。

特に印象に残っているのは、ある実務家教員の語った少年事件の講義です。その先生は、個別の事件のお話しを通じて、常に受講生に對して、誰に対しても公平であることや相手の人格を尊重する必要性を語っておられました。

私は、そうした授業を通じて、社会は時に少数者を切り捨てたりするのだな、そうした少数者の権利を擁護するためにも司法は重要な役割を果たしているのだなと思うようになりました。

私がロースクールを卒業したのは二〇一二年三月のときで、同時期に福島第一原発事故が発生しました。

私の地元には浜岡原発があることもあって、

ロースクールの実情と 法曹養成

司法試験に合格するためには、青春のすべてを勉強に捧げる覚悟が必要ですので、とても仕事をする余裕があるとは思えません。法曹養成制度の経済的負担の重さを軽減しない限り、法曹をめざそうと思う若者が減ってしまうことは必然だと思います。

福島がどうなってしまうのかと原発事故当時から心配していました。原発事故によって、福島県民が社会から切り捨てられることがあってはいけません。社会にそうさせないためにも、微力ながら福島県内で被害者救済に尽力したいと思い、司法修習生になって以来、福島県で過ごしています。

3 経済的負担が大きいこと

ロースクールの話に戻りますが、ロースクールと司法修習期間で、学費及び生活費で約二二〇〇万円の費用がかかりました。私は、一二〇〇万円のうち半分を両親に負担してもらい、半分を奨学金や貸与金で賄っていました。当たり前の話ですが、若者には時間はありませんが、お金がありません。

4 最後に

私は、法律とは無縁の世界から司法の世界に飛び込んできた者として確信を持って言えることは、ロースクールの学生も司法修習生も極めて勤勉であり、とても熱意にあふれているということです。こうした人々が将来の日本の司法を背負うのだなと心強くも思いました。

ところが、法曹養成制度に対する国の姿勢は、こうした若者の努力を軽視し、ひいては司法制度を衰退させるものでしかありません。私としては、国に対して恨み言を言うだけでなく、ささやかですが市民を対象にした憲法学習会や原発の被害者救済活動を通じて、司法の大事さを国民に訴えていきたいと考えています。

編集後記

▼あの3・11から三年が過ぎた。津波による被災地の復興のあり方、そして福島第一原発事故による被害をどのように回復できるか等の課題について、人権研究交流集会(右巻)は様々な成果を挙げるはずである。▼原発事故による避難生活も三年という長期間を経て、新たな段階に入る。政府はそれまでの「全員帰還」という方針から、「帰還しない」とを含めた方向に政策を切り替えた。▼放射線を基準にした硬直的な「帰還強要」をせず、被害者自身の、被ばくリスクを避け、あ

るいは早期の生活再建を求めている「帰還しない」選択を認めるということであれば一定の前進である。しかしそれが賠償の打ち切りを意味するのであれば、被害者の自己決定は実現できない。▼他方で、帰還を望む避難者も、高齢者を中心に、被害救済の切り捨てを強く怖れている。賠償の頭打ちや除染事業の放棄などへの警戒感であり、さらには被ばく線量の計測・管理の「個人まかせ」へ不安も大きい。▼これから始まる「避難指示解除」の段階を迎えて、自己決定権の保障と、故郷喪失という未曾有の被害の救済を実現する活動も正念場が始まる。(米倉 勉)